教育経済委員会会議録

- 1. 日 時 平成29年9月5日(火曜日) 午前9時30分~午前11時16分
- 2. 場 所 委員会室
- 3. 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 杉 山 武 志 副委員長 徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委 員 下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員 岡 山 隆 委 員 荒 山 光 広 議 長
- 4. 欠席委員 な し
- 5. 出席した事務局職員

線 谷 敦 朗 議会事務局長 大 塚 享 議会事務局長補佐 篠 田 真 理 議会事務局主任

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠 田 洋 司 副 市 長 岡 崎 堅 次 教 育 長 金 子 彰 教育委員会事務局長 千々松 雅 幸 教育総務課長 志 賀 雅 彦 建設農林部長 安 永 一 男 農業委員会事務局長 白 井 栄 次 観光商工部次長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長(秋枝秀稔君) 皆さんおはようございます。

ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案3件につきま して審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告等がありましたら、お願いいたします。

- 〇議長(荒山光広君) ありません。
- ○委員長(秋枝秀稔君) それでは、議案第67号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部 改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。安永農業委員会事務 局長。
- ○農業委員会事務局長(安永一男君) それでは、議案書67-1ページ、参考資料 1ページをお開き願います。

議案第67号美祢市報酬及び費用弁償条例の一部改正について、御説明いたします。この条例の一部改正は、平成28年4月1日改正の農業委員会等に関する法律により、農地利用最適化の推進が農業委員会の新たな必須業務となり活動、成果、実績に応じ、農地利用最適化交付金が農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に充てるために交付されるにあたり、従来の月額報酬に活動、成果、実績に応じた報酬額を上乗せして支給するため、報酬条例の改正が必要となるため、この案を提案するものでございます。

会長については、月額3万5,000円に4万6,444円を加算し8万1,444円、会長代理については、月額2万7,000円に4万6,444円を加算し7万3,444円、委員については、2万5,000円に4万6,444円を加算し7万1,444円、農地利用最適化推進委員につきましては、月額2万2,000円に4万6,444円を加算し、6万8,444円となります。

また、別に規則を定め、農業委員会の会長3万5,000円、会長代理2万7,000円、委員2万5,000円、農地利用最適化推進委員2万2,000円は、毎月支給いたします。

そして、実績により加算される金額4万6,444円は、ひとり一月当たりの報酬額の上限額であるため、その年度の活動実績や成果実績により、報酬額が変動する可能性があります。

なお、この交付金は12月末までの遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地集積の成果を1月に山口県に報告し、2月に交付申請を行い、3月に交付金の金額が確定後、交付された交付金は規則で定めた額を各委員に支給いたします。

なお、この条例は交付の日から施行いたします。

以上でございます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 はい、下井委員。
- **〇委員(下井克己君)** 先ほど規則で定めた額と言われましたが、もし、決まっておれば教えていただけますか。
- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、安永農業委員会事務局長。
- O農業委員会事務局長(安永一男君) この規則につきましては、毎月各農業委員さんが活動した内容を農地利用最適化業務活動日誌をつけて、それを、毎月会長に報告するようになっております。

年度末にその合計した報告件数を、その交付された交付金額で割りまして、その報告件数に応じた金額を計算いたしまして、その委員さんに交付いたします。

以上でございます。

- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、下井委員。
- ○委員(下井克己君) ちょっとわかりにくいんですけど、例えば、1日何千円とか決まっておれば教えてくださいということです。
- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、安永農業委員会事務局長。
- 〇農業委員会事務局長(安永一男君) 「美祢市農業委員会の委員等の報酬の支給に関する規則」を定めますが、これに対して、1日あたりの報酬額は特に定めておりません。

これは、年度末3月に確定いたしました交付金額に対しまして、活動件数で割って その報告された委員の方に対して、その活動件数をかけたものを支給するようになっ ております。

以上でございます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** はい、下井委員どうぞ。
- ○委員(下井克己君) 今の説明でも理解しようとしたら、上乗せ額が4万いくらありますよね、それを全額払うように聞こえるんですけど。

- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、志賀建設農林部長。
- **〇建設農林部長(志賀雅彦君)** ただいまの御質問ですが、加算される4万6, 444円については、これはあくまでも上限が4万6,444円です。

この加算される額の決め方につきましては、先ほど申しました活動実績を基に、遊休農地の発生防止、解消、それと担い手への農地集積の成果を加味して計算した額となります。

以上です。

- ○委員長(秋枝秀稔君) よろしいですか。はい、杉山副委員長どうぞ。
- **○副委員長(杉山武志君)** 私も理解に苦しんでおるんですけど。

日々ですね、農地利用最適化業務活動日誌というものを付けられて、報告をされておると。

で、3月末に県のほうが確定して交付金が決まれば、それを月に割って計算して報酬を出すというお話だったんですが、報酬の支給月は4月以降になるということですか、来年の。

- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、安永農業委員会事務局長。
- **〇農業委員会事務局長(安永一男君)** 杉山委員の御質問にお答えいたします。各委員 に対します支給につきましては、年度末を予定しております。

以上でございます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** はい、杉山副委員長どうぞ。
- ○副委員長(杉山武志君) 先ほど、少しお話がありました基本給といいますか――基本になります従前の金額は、月々月額で支払われて、加算額といいますか、言葉が適切かどうかわかりませんけど、会長さんだったら4万6,444円、これに対する金額、まあ必ずしもこの金額でなく、少ない金額になる可能性もあるわけですけど、それは年度分を、翌年度の4月にまとめて払われるという考えでよろしいですかね。
- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、安永農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(安永一男君) 杉山副委員長の御質問にお答えいたします。 先ほど、質問にありました従前の会長3万5,000円、会長代理2万7, 000円、委員2万5,000円、農地利用最適化推進委員の月額3万5,000円、 2万7,000円、2万5,000円、2万2,000円につきましては規則を定め まして、毎月お支払いいたします。

ただ、この上乗せとなります報酬につきましては、この12月末でないと実績がわかりませんので、その結果をまとめて、その結果をまとめて計算したものを最終的に3月に確定いたしまして、それを委員の皆さんにお支払い、分配してお支払いするというかたちになります。

もし、活動——何も報告を上げてなければ、その人はゼロ円という可能性もございます。

以上でございます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** はい、岩本委員どうぞ。
- ○委員(岩本明央君) だけど予算は、年度、年度でやられてですね、出納閉鎖は5月末ですよね。事業は3月末で一応閉めて、出納閉鎖は5月末でやられるから、今の12月というのはどういう根拠で閉められる、そういう条例をつくられるんですか。
- **〇委員長(秋枝秀稔君**) 安永農業委員会事務局長。
- **〇農業委員会事務局長(安永一男君)** 岩本委員の御質問にお答えします。この交付金 要綱に従って、この農地利用最適化交付金は計算いたします。

で、この交付要綱によりますと、この農地の実績につきましては、1月から12月までの間の実績を評価するようになります。この計算につきましては、交付要綱に従って行います。

以上でございます。

- ○委員長(秋枝秀稔君) 志賀建設農林部長。
- **〇建設農林部長(志賀雅彦君)** 今の加算される額の4万6,444円の計算方法ですが、簡単に申し上げますと、年の初めに目標数値を設定をいたします。その目標数値に対しまして、達成率がいくらかということで判定をしてまいります。

例えば、達成率が100%である場合には7点というふうに、達成率を、例えば、 担い手への農地集積の面積を、年の初めに100へクと目標を定めます。で、その達 成率に対しまして、先ほど100へクが達成できたのであれば100%ということで、 7点という評価をしていきます。それに対して、今の上限の4万6,444円の中で 計算をするようになります。

- 〇委員長(秋枝秀稔君) はい、下井委員どうぞ。
- ○委員(下井克己君) だから私、例えば、1日何千円とかという思いをもっちょったんですよ。で、質問したんですけど。今のお話だったら、その目標に対して何十%、

まあ100%であれば全額かもしれません。100になれば。ただ70%なら、7かけという、そういう計算をするために、年度末というふうに言われたということですかね。そういうふうに理解したんですけど、よろしいでしょうか。

- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、篠田副市長どうぞ。
- ○副市長(篠田洋司君) このたびの、条例の一部改正でございますが、農地利用最適 化交付金事業でございます。事業に伴う報酬、条例の改正でございます。農地利用の 最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手 当、または報償を財源として、交付金を交付するという事業を、交付金をそのまま財 源として実績に応じて、各農業委員に成果報酬として報酬を支給するものでございま す。

この件につきましては、国のほうから農地利用最適化交付金の算定方法等についての文書がございます。

したがいまして、ちょっとお時間をいただきまして、これを委員の皆様に配付したいと思いますので(発言する者あり)ちょっと、お時間をいただきたいと思います。

〇委員長(秋枝秀稔君) 暫時休憩します。

午前!	9 時 4	7 分休憩
-----	-------	-------

.....

午前10時10分再開

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** 休憩を閉じ会議を再開します。説明はありますか。志賀建設 農林部長。
- **〇建設農林部長(志賀雅彦君)** 机上のほうに、農地利用最適化交付金事業実施要綱と 農地利用最適化交付金の算定方法等についてという資料を、追加で机上のほうにお配 りをしております。

まず、算定方法等についてのほうの資料をごらんいただけたらと思います。

まず、この事業の概要につきましては、事業の実施主体は――この、今、御説明を申し上げている制度ですが――新制度に移行した農業委員会ということになります。

事業の内容は、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当または報酬を支払うこととなります。

1ページめくっていただきまして、先ほどの成果の実績に――2ページになります

が、2の成果に応じた交付金ということで、①の担い手への農地集積と遊休農地の発生防止・解消、この実績に応じて報酬をお支払いするようになります。

3番の成果に応じた交付金の評価点の算定方法について、続けて、御説明申し上げます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** 安永農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(安永一男君) それでは引き続き、御説明をいたします。

2ページ目の3成果実績に応じた交付金の評価点の算定方法ですが、これは担い手への農地集積ということで、例を載せております。説明につきましては……済みません、3ページのほうをちょっとごらんいただきたいんですが、評価の達成度に対する評価点が載っております。

この区分アのところをごらんいただきますと、達成度は130パーセント以上ある 市町村の農業委員会では、評価点が13点となります。

下の注2、3、4がございます。注3のほうをごらんいただきたいんですが、単年度集積目標面積——これは、各市町村におきます平成26年3月末の農地集積率を、これが計算の基準となりますが、集積率を出しまして、それに2.5を掛けまして、各市町村における平成25年の耕地面積を掛けたものから、各平成26年3月末の農地面積を引いて割る10年で割って——ちょっとこれ抜けておりますが——掛ける0.5掛ける——なっておりますが。後日この要綱の改正がありまして、ちょっとこれ、改正前の計算方法なんですが、10年掛ける0.5と新しく改正されております。

で、これが、この評価の1番の基準となります。(発言する者あり)この2. 5……これは、あのう……(発言する者あり)済みません。10年後の目標面積を平成26年3月末の2.5倍にしたいという考えから、2.5倍となっております。(発言する者あり)

- 〇委員長(秋枝秀稔君) 志賀建設農林部長。
- **〇建設農林部長(志賀雅彦君)** ちょっと補足で、国が担い手への集積率を10年後に2.5倍にするという目標を設定しております。で、ここの2.5という数字が出てきております。

以上です。

- ○委員長(秋枝秀稔君) 質疑はございませんか。岡山委員。
- **〇委員(岡山 隆君)** 説明は受けておりますけれども、これですね、どちらかという

と議員全員が私は理解していくことが大事だと思っていますよ。それで、できればこういう資料を、議会全員協議会のほうで、本来なら前もって私は説明していただいておくことが非常に重要であったんではないかと。ここでやっても、なかなかわからんことが多くて、時間ばかりかかりますので。

今後、こういうところの議案等がある前にですね、こういった――まず、最初に、議員全員協議会のほうで、資料呈して説明していただければ、割合、あとこういった資料が、美祢市の報酬及び費用弁償の条例の一部改正が出ても、すんなりと、私は理解して進んでくると思いますので、今回、初めてこういう資料が、ちょっと出ましたので、今、現実見るような状況ですので、今後はそういう対応をしていただきたいなと、このように思っております。

いずれにしても、農業の担い手への農地集積、遊休地の発生防止、解消、そのための農業委員会の委員、また農地利用最適化委員の、そういったところで努力していただくということで、その報酬及び費用弁償をちゃんと国からの交付金のもとで、ちゃんと対処していくということでありますので、そういったところを――手順をしっかりと踏んでやっていただければいいかなと思っております。

以上です。別に答え――答弁いいです。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** その他質疑ございませんか。杉山副委員長。
- ○副委員長(杉山武志君) 1点質問と1点お願いなんですが、先ほど、報告実績により金額が確定した場合、個別実績を案分して活動の多かった方は、それなりにいただいて、少なかった方は、全く活動のなかった場合は、基本給部分になるというふうなお話だったと思うんですが。

これ、市のほうで報告件数により個別実績を案分されたと。そうした場合、その加算額が上限額を超えてしまう場合っていうのも、可能性としてあろうと思うんですが、この人はたくさん報告件数があるから、4万6, 444円を超えてしまうと。それを一もちろん上限額ですから、そこで止まってしまうんですけど、それでいいのかなという思いがあります。

それと、この資料の中に、証拠書の保管というのがあるんですが、これは5年間整備保管してくださいとなってます。税法上の書類は7年になってますんで、いわゆる確定申告、税と連動してないんじゃないかなというのが、ここを見て――見れますんで、先ほどちょっと、私、疑問に思っておりました。確定申告をする際の関係ですね、

その辺に、ちょっとまた留意していただいて、取り扱っていただけないかなと思って おります。

以上ですが、先ほどの質問のほう、お答えいただければお願いいたします。

- 〇委員長(秋枝秀稔君) 安永農業委員会事務局長。
- **〇農業委員会事務局長(安永一男君)** 先ほどの、杉山委員の御質問にお答えいたします。

まず、この上限額の設定なんですが、この根拠となったのは、地方自治法203条の2によりまして、この4に、「報酬及び費用弁償額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならない。」となっておりまして、それで金額を、上限額を定めております。

もし、上限額を超えた場合は、その上限額までしかお支払いができないとなっております。

以上でございます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** その他質疑ございませんか。よろしいですか。岩本委員どう ぞ。
- **○委員(岩本明央君)** 議案第67-1のページを見てもらえますか。今、秋山委員と話したんですけどね。あります。今これ見ると、上の四角い表を下の四角い表に改めると書いてありますね。今の説明聞くと3万5,000円──会長さんの場合3万5,000円プラス4万6,444円を足したものが、8万1,444円になるという説明を聞いたけど……。じゃあないですか。
- **〇委員長(秋枝秀稔君)** 安永農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(安永一男君) 岩本委員の御質問にお答えいたします。この議案に載せている8万1,444円以内という表現になっておりますが、規則を別に定めまして、その中で月額――会長であれば3万5,000円をお支払いするという規則を定めるようにしております。
- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、岩本委員。
- ○委員(岩本明央君) そうすると、この今の67-1ページの上の表の表は――「をこれに改めて」と書いてある以上は、これは死ぬ。死ぬちゃあおかしいけど……なるけど、今の説明ですと、これも生きるちゅうことですか。(発言する者あり)
- ○委員長(秋枝秀稔君) 質疑どうぞ。質疑ありませんか。(発言する者あり)マイク

で……。(発言する者あり)暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....

午前10時40分再開

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** それでは、休憩を閉じ会議を再開します。はい、安永農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(安永一男君) それでは、お手元にお配りいたしました、美祢市農業委員会の委員等の報酬の支給に関する規則(案)でございますが、これについて説明をいたします。

先ほどの報酬の額についてなんですが、2枚目に別表がございます。この別表の中に農業委員の会長、会長代理、委員、農地利用最適化推進委員の月額、基礎報酬額を 記載しております。

加算される報酬につきましては、実績加算額、該当年度に確定した農地利用最適化 交付金の額を、第3条に規定する農地利用最適化業務活動日誌合計報告件数で除した 額に、該当委員の報告件数を乗じた額として算定いたしまして、この金額を各委員さ んにお支払いをいたします。

また、この最終的には、農業委員会の担い手への農地集積・集約、また遊休農地の 発生防止・解消について、業務のほう、これによって進めていきたいと思います。 以上、説明を終わります。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** はい、規則等の説明が終わりました。質疑等ございましたら、 お願いいたします。はい、杉山委員。
- ○副委員長(杉山武志君) ただいま配付されましたものの第4条の2項ですか、ここに、当該年度に確定した農地利用最適化交付金実績加算額という項目があります。ここに、「別表に定める額の交付額を」とあるんですが、この規則で言います別表というのは2枚目にあります、この表になろうかと思いますが、これ表現がふさわしい表現じゃないんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

済みません。ちょっと捕捉いたしますが、(2)にですね、当該年度に確定した農地利用最適化交付金実績加算額、いわゆる、加算額についてうたわれているんですけど、「別表に定める額の交付額を」となっていますが、別表というのがですね、基礎報酬額の表しかありませんので、これを云々くんぬん、除した額にというふうに計算

にあてはめるようになりますので、別表というのは、ただ別表って表記するのは、表 記方法がちょっとふさわしくないんではなかろうかという御提案なんですが。

- ○委員長(秋枝秀稔君) 篠田副市長。
- **〇副市長(篠田洋司君)** 杉山委員の御質問にお答えしたいと思います。この規則については、まだ、案の段階でございます。これは、規則については市長の専権事項でございます。

まだ、条例が――この一部改正条例が、まだ、可決されてない段階でございますので、この辺の文言等については、再度しっかりと検討していきたいと思います。 以上でございます。

- ○委員長(秋枝秀稔君) その他質疑がございましたら、お願いいたします。はい、秋山委員。
- ○委員(秋山哲朗君) 今、規則の資料が出てきたんですけども、「農地利用最適化業務活動日誌」っていうのがありますよね。これ恐らく、それぞれが出されると思うんですけども、これを集計する事務量含めて、そして、いろんな事業の達成の算定、計算ですよね、今から、今後こういった事務量がふえてくるわけですよね、今の体制でやれるかどうか……。
- 〇委員長(秋枝秀稔君) はい、篠田副市長。
- **〇副市長(篠田洋司君)** 事務量等につきましては、委員言われるように、事務量は増大は予想されます。

したがいまして、その経過というか、実績を踏まえて、臨時職員等補充するなりは、 対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(秋枝秀稔君) その他質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(秋枝秀稔君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(秋枝秀稔君) それでは、これより議案第67号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(秋枝秀稔君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第68号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松教育総務課長。

○教育総務課長(千々松雅幸君) それでは、議案第68号について、御説明申し上げます。

議案書の68-1ページ、参考資料の2ページになります。

議案第68号は、美祢市立小学校設置条例の一部改正についてであります。

これは、嘉万小学校と別府小学校を平成30年3月31日をもって廃止し、新たに 美祢市秋芳町嘉万2970番地、秋芳北中学校の跡地になりますが、ここに秋芳桂花 小学校を設置することに伴い、美祢市立小学校設置条例について、所要の改正を行う ものであり、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

なお、現在、統合に向けて校舎等の建設も順調に進んでいるところであります。

また、小学校と保育園の保護者や地域の代表者、学校長等で構成する秋芳北部地域 統合小学校開校準備協議会を、これまで8回開催し、校名や校章、校歌等を決定する など、来年4月の開校に向け、さまざまな課題解決に向けた協議を行っているところ であります。

以上でございます。

- ○委員長(秋枝秀稔君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(秋枝秀稔君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(秋枝秀稔君) それでは、これより議案第68号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(秋枝秀稔君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のと おり可決されました。

次に、議案第69号美祢市立中学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松教育総務課長。

○教育総務課長(千々松雅幸君) それでは、議案第69号について、御説明申し上げます。

議案書の69-1ページ、参考資料の3ページになります。

議案第69号は美祢市立中学校設置条例の一部改正についてであります。

これは、豊田前中学校を平成31年3月31日をもって廃止し、大嶺中学校に統合することに伴い、美祢市立中学校設置条例について所要の改正を行うものであり、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

なお、経緯について簡略に説明申し上げます。

本年2月に、豊田前中学校PTA会長と豊田前小学校PTA会長連名により、平成31年4月に大嶺中学校に統合してほしいという要望書の提出がありました。

これを受け、5月16日に地域説明会を開催したところであります。この地域説明会では、なぜ、再編統合が必要なのかを改めて説明するとともに、今後の統合に向けたスケジュール案について説明を行い、地域の皆さんの御理解をいただいたところであります。

そこで、小学校と中学校の保護者、地域の代表者、学校長で構成する豊田前中学校 統合協議会を立ち上げ、その第1回目の協議会を、去る8月の8日に開催をいたしま して、統合年度や統合先等についても御理解をいただいたところであります。

今後も円滑な統合に向けて、協議を行うこととしているところであります。 以上でございます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。 はい、岡山委員。
- ○委員(岡山 隆君) まず、豊田前中学校が、今度は大嶺中学校に通学するということで、それでですね、今後、この大嶺中学校の学校側の受け入れ態勢といいますかね、その辺の教室、学年編成というのは今後どういうかたちなのかなと。

大嶺中学校で十二分に、今、実際、豊田前中学校、今度大嶺のほうに入りますけれども、それで、大嶺中学校での校舎のクラスの受け入れというのが、十二分に余裕があるかどうか。その辺のことと、また教職員、そういったところの教員の異動、この辺について、ちょっとよくわかりませんので、説明願いたいと思います。

- ○委員長(秋枝秀稔君) 千々松教育総務課長。
- ○教育総務課長(千々松雅幸君) 岡山委員の御質問にお答えいたします。豊田前中学

校は大嶺中学校に統合ということになりますけれども、豊田前中学校の生徒を大嶺中 学校で受け入れるには、十分の教室数は、今あるというふうに考えております。

また、教職員の配置については、(発言する者あり)あくまでも確定したものではないんですけれども……(発言する者あり)今豊田前中学校の一年生はですね、ゼロ人なんです。ゼロ人です。

で、来年、豊田前中学校に行く生徒さんがいらっしゃるかといわれますと、今その 辺は非常にデリケートなんですけれども、保護者の間で統合がもう決まっているので、 事前に大嶺中のほうにいこうではないかというようなお考えをお持ちの保護者の方も いらっしゃいます。(発言する者あり)それから、教職員配置について……(発言する者あり)

- 〇委員長(秋枝秀稔君) はい、岡山委員。
- ○委員(岡山 隆君) ちょっと説明若干あったけれども、平成31年4月から施行となってますけれども、そのときに、豊田前中学校から、統合ということで大嶺中学校に行く生徒の人数というのが、概略わかれば教えていただきたいし。

そして、教職員の、今おられる方は、どういうかたちになるのか、再度もう一遍お 願いします。

- ○委員長(秋枝秀稔君) 千々松教育総務課長。
- ○教育総務課長(千々松雅幸君) 岡山委員の御質問にお答えいたします。現在、豊田前中学校の一年生はゼロ人でございます。豊田前小学校の6年生7人、5年生が5人ということになっておりますので、皆さんがいくということになれば12名ということでございます。

それから、教職員配置の問題でございますけども、これ、教職員配置については県 教委のほうが所管するようになりますので、そういった統合があるということで、御 配慮いただきたいというようなことはお伝えできるかと思います。

以上でございます。

- ○委員長(秋枝秀稔君) はい、岡山委員。
- **〇委員(岡山 隆君)** それで、今後、2年のちには12名の生徒さんが、この大嶺中学校に通学するようになるということで。

それで、今、現在、クラブ等が――スポーツクラブ等があると思っております。それで今度、豊田前中学校にあって、大嶺中学校にはないクラブというものはどうなの

かということで、全て今、豊田前中学校にあるクラブというのは、大嶺中学校にあって、しっかりとクラブに入ることができるのかどうか。

そして、また今現在、豊田前中学校でさまざまなスポーツとか、学校スポーツ関係の用品とかいろいろありますよね。そういったものを、今度、豊田前のものを大嶺中学校に行ったときに、それをきちっと生かすことができるのかどうか、その辺についても、どのような考慮をされるのか。この点についてお尋ねしたいと思います。

- ○委員長(秋枝秀稔君) 千々松教育総務課長。
- ○教育総務課長(千々松雅幸君) 岡山委員の御質問にお答えいたします。豊田前中学校の、今、部活動はソフトテニス部のみでございまして、大嶺中学校にはありますので、引き続きそういったこともできようかと思っております。

備品については、豊田前中ソフトテニス部のみとなっておりまして、その他部活動、かつてはあったわけでございますが、その辺はほかの学校に回すなどして、有効に活用いたしております。

また、大嶺中でも使えるようなものがあれば、有効に活用できるようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員長(秋枝秀稔君) その他質疑ございませんか。下井委員。
- ○委員(下井克己君) 一つだけ済みません。これ31年度からということなんですけど、再来年のことですよね。

で、これであの、先ほどの桂花小学校の場合は来年度からということで、今回改正 が出ておるわけなんですけど、この一年前倒しで出てるという、何か理由がございま したらお願いします。

- 〇委員長(秋枝秀稔君) はい、千々松教育総務課長。
- ○教育総務課長(千々松雅幸君) 下井委員の御質問にお答えいたします。これまでも教育委員会、学校の再編統合等、ほかの学校でも進めてまいりました。その統合に向けた協議をするにおいて、保護者の方や地域の方、学校関係者などから、正式に統合が決まるのはいったいいつなのかと、早く決めて正式に決まっていただいたほうが、統合が進めやすいということであります。

そういった意見を受けまして、教育委員会会議でも学校の統廃合の関係を御承認い ただき、今回議案に上程さしていただいたところであります。 以上です。

○委員長(秋枝秀稔君) その他、質疑ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(秋枝秀稔君) 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(秋枝秀稔君) それでは、これより議案第69号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(秋枝秀稔君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のと おり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案3件につきましての審 査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

- 〇委員長(秋枝秀稔君) はい、岩本委員。
- ○委員(岩本明央君) お尋ねいたします。ずっと前に宇部土木事務所、美祢出張所あてに要望書を出したと思いますが、それのほうの返答ちゅうか、回答っていうか、その辺のことは、私は2つほど出しておるんですが、その辺はどうなんでしょうか。予定でもあれば聞かしてください。
- ○委員長(秋枝秀稔君) 今、わかればええですが。今、建設課長が把握して――建設課長が今日は出席していませんので……。部長、およそ流れわかりますか。まだ……出した書類じゃけえ県土木が動かんにゃあ……。(発言する者あり)
- **〇委員長(秋枝秀稔君)** 篠田副市長。
- **○副市長(篠田洋司君)** 岩本議員の御質問にお答えしたいと思います。毎年、土木とは協議の場をもっておりますので、その場で要望された事項については、確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇委員(岩本明央君) わかりました。
- **〇委員長(秋枝秀稔君)** その他ございませんでしょうか。秋山委員。
- **〇委員(秋山哲朗君)** 先日の本会議で、市長のほうから御報告があったんですけれど

も、十文字の工業団地に企業誘致、非常にうれしい話ですけども。これはいつからの 話かということが一点とですね。

そして、ここの企業誘致されたのが、リサイクルシンナーの製造というお話を聞いておりますけども、これに対する公害といいますか、環境問題なんですけども、いろんな薬剤を使われておると思うんですけども、どういう工程で、どういう種類のもので、リサイクルシンナーができるか。どういうものをシンナーとして、リサイクルされるのか、わかればちょっと教えていただきたいと思います。

- 〇委員長(秋枝秀稔君) 白井観光商工部次長。
- ○観光商工部次長(白井栄次君) ただいまの秋山委員の質問に対して、お答えいたしたいと思います。

その前に、今回進出いたしました豊田化学工業株式会社についての概要を説明をすることによって、その一部を果たしたいと思うんですけれども、お手元に配布させていただいております資料に基づいて、説明をさせていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

まず、豊田化学工業株式会社についてと、横のA4のワンペーパーでございますけれども、まず、名称が豊田化学工業株式会社、代表取締役社長が杉浦敏夫氏でございます。所在地は愛知県豊田市にございます。

いつからかというふうな御質問がございましたけれども、これは美祢市が合併した 日、平成20年の3月の21日の日に、その当時の商工労働課長が辞令を受けて、そ の足で十文字リーディングプラザに、社長様御本人とお会いしたことが始まりという ふうに聞いております。

その後、進出についての表明は早くからなされておったわけですけれども、途中 リーマンショック等もございました。中には、原油高の乱高下等もありまして、非常 に経営に支障があったという時期がございましたけれども、今、この時期にいたりま して、非常に今のこの好景気に支えられて、業績も向上してきたということから、こ のたび進出を決定されて、去る7月の6日に進出協定を交わしたところでございます。

9年余りの非常に長い年月がかかったわけですけれども、その間、私ども、市長、 副市長も含めまして、現地に赴き、あるいは御訪問いただくということで、非常に良 好な関係を築き、今日にいたっておるというところでございまして、先般の進出協定 の際には、非常に喜ばしい日がまいったと――いよいよまいったというふうな思いに 至ったところでございます。

事業内容につきましては主業、本社豊田市、工場については、豊田市と藤岡市にそれぞれ工場をお持ちでございますけれども、今回、県外に進出されるのは初めてというふうに伺っておりますけれども、その山口工場におきましては、先ほど秋山委員も申されましたけれども、リサイクルシンナーの製造ということを業務としてされる予定でございます。

リサイクルシンナーの製造と申しますのは、各工場で使用されたシンナーを回収し、 それをまた、この工場で蒸留して再生をすることによって、新しく商品としてその会 社に、また、提供するということの業務でございます。

沿革として、これまでの経緯が示されておりますけれども、昭和35年に創業開始 ということでございますので、57年程度の長きに渡って経営をされておられる会社 でございます。

特に、昭和60年、TRSトヨタリサイクルシステムへの取り組み開始とございますけれども、これは、御存じの大手自動車会社との協力提携によりまして環境、そういったリサイクルシステムを構築されたことが、ひとつのこの事業の、進捗のひとつの要因であったというふうに考えられております。

次に、主な取扱品目とございます。溶剤製品、水溶性加工液、炭化水素系脱脂・精密洗浄液、それから水溶性洗浄剤・防錆、フロアー・4S洗浄、環境測定と、これはそれぞれ、この再生シンナーを製造するにあたって、必要な薬品というふうに認識をいたしてございますけれども、こういった薬剤等を使用されて、リサイクルシンナーを製造されるということでございます。

この下に、今度は生活環境への影響というところでございますけれども、これは、本年の5月29日に、地元――当該地域が、美東町の十文字地区、それから岩崎地区、この2つの地区が隣接地としての地域でございまして、この2地域の住民の方々に対する説明会の中で示された、それぞれの項目別の対応でございます。

大きく大気汚染、騒音振動、それから悪臭、水質とそれぞれ4つの項目に分かれて調査をされて、それに対する報告があったわけでございますけれども、特に一番下の水質につきましては、本施設から発生するプラント用水は、蒸留工程における冷却水の発生が考えられるが、冷却水は再度冷却水として再利用し、余剰水については産業廃棄物として場外搬出し、適正に処分することから、事業計画地周辺の公共用水域へ

のプラントの排水もないということで、一応、調査からは割愛といいますか、省略を されたわけですけれども、そういった見解を示される中で、まず、大気汚染につきま しては、特に施設の稼働に対する大気汚染ということを考慮されておるわけでござい ます。

騒音、振動につきましても、施設の稼働及び廃棄物運送車両の走行、それから、悪臭につきましても、施設からの悪臭の漏えいということを、それぞれ想定される生活への環境に対しましての調査がなされたわけでございますけれども、それらにつきましては、調査に対する評価といたしましては生活環境——保全目標は全てにおいて、保全目標は達成されて、生活環境への支障はないというふうに考えられておるところでございます。

これは、藤岡工場、先ほど申しましたけれども、同等設備を持っておりますので、この設備を用いましての調査の結果と報告でございます。その後、今後新しく設置される機材等につきましては、藤岡工場のものよりも新しい機械設備になろうと思いますので、その分性能が上がったものが設置をされるということでございます。

そういった生活環境への支障はないというふうな結果の中でございますけれども、 保安対策として、これを更に、こういった安全な状況を維持するための保安対策として、例えば、大気汚染でございましたら、製造工程を極力効率化し、ボイラーの使用燃料の量を極力逓減する。あるいは場内清掃に努める、あるいはボイラー設備の日常点検、定期点検により設備異常の早期発見、補修に努める。あるいは騒音振動、悪臭等につきましても、まず、こういったリサイクルシンナーの製造にあたりましては、非常に機械設備が必要となります大きなプラントを持っておりますので、そういった機械設備の日常点検、定期点検、あるいは異常があった際の早期発見、補修等についての努力をされていくというふうな報告を受けております。

また、悪臭に対しましては、原料を入れたドラム缶については、容器の点検を頻繁に行い、破損のおそれのある容器については使用しない。あるいは貯留タンクについては、タンクの健全度を日常的に点検し、異常の早期点検、補修に努めると、等々ございます。

また、さらに一番下ですけれども、その他として、緊急事態対応設備として、屋外 泡消火栓設備、防油堤及び消火器、油水分離層の設置のほか、緊急事態漏えい防止の 土嚢袋、あるいはオイルマットを常備するということで、安全対策には配慮されてお るということで、こういった設備ができることに対しましての、住民の方の不安もわかりますけれども――理解できますけれども、そういった不安を解消するための施策が講じられておるというふうに理解しておりますし、私どもも、今後そういった御不安をお持ちの方がいらっしゃるということを念頭に踏まえて、今後そういった、不安が払拭できるような対応で臨み、そういったことを監視をしていくということも、私どもとして続けていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうをいただけたらと思います。

以上でございます。

- **〇委員長(秋枝秀稔君)** はい、秋山委員どうぞ。
- ○委員(秋山哲朗君) 今、汚染対策に対する、るる説明がありましたけども、以前、美祢工業団地で汚染水の流出ということがあって、大変な騒ぎになったんですけども。要は、市のほうにどういう説明があったか、ちょっとわかりませんけども、今こういう汚染対策は、十分やっておるというふうに言われましたけども、いつどこでですね、こういうふうな災害、そういった汚染水の流出が起こるかわかりません。ぜひですね、現地に行かれてですね、どういう対策をしておるか見ながら、そして、なおかつ行政としての責任の中で、緊急時の対応の人員配置といいますか、そういったことを対応していただきたいと思いますし、一旦起これば、その企業というのは大変なことになりますので、ぜひその辺をチェックしながら、注意をしていただきたいというふうに思いますけども、よろしくお願いします。
- ○委員長(秋枝秀稔君) その他――岡山委員どうぞ。
- ○委員(岡山 隆君) これについては、環境審議会等で製造工程についていろいろ説明等も――会社のほうから説明があったところでございます。

その際、いろいろ私もシンナー等、さまざまな塗面等ですね、そういったものを回収して、それをさらに蒸留して、また、製品として出していこうという、そういう会社でありまして……人への曝露、その辺の対応はどうか。また、この厚東川もある程度近くにありますので、そういったところの影響が、もし流出するようなことがあれば、本当に操業ができなくなる。そういったところの対応というのは、二重、三重にチェックしていく必要があるということは、私もその環境審議会で申し上げさせていただきました。

それで今後とも、特に今後、地域住民、こういった何ぼいくら、ISO

14001を認証取得されておりまして、それなりの対応を、私はきちっとできているとは思っております。

が、しかし、この美祢市にあっても企業で廃液の、タンクの取り付けゴムが間違って、廃液が厚狭川に流れて大変なこともありました。人の、こういった人的なミス等によって、大きな問題ともなることもあります。そういった面で、二重、三重の今後このチェック体制というのをきちっとしていくように、していくことが私は重要ではないかと思っております。

それで、また、できればここの委員会――議員等で実際見ていただいて、議員さんの目で、どこがやっぱし問題があるかなということを、ちょっと会社に行って、視察することも大事ではないかと思っておりますので、そしてまた、この地域の人が、またこの工場を見て安心していただくためにも、地域の人も視察して見ていただくことも重要ではないかと思っておりますので、こういった対応をしっかりと推し進めていくことが重要であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇委員長(秋枝秀稔君) 意見ということでよろしいですか。その他ございましたら、 お願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(秋枝秀稔君) ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御 審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前11時16分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年9月5日

教育経済委員長